

第2回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 次第

日時：令和4年3月17日（木）

午後3時00分

場所：本庁舎2階議員控室

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

- ・現在の富士川町入札制度の課題の抽出、改善点

- ・新たな制度の意見交換

4. その他

5. 閉会

第 1 回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 問題点と課題

日時：令和 4 年 2 月 10 日（木）

午前 9 時 30 分

場所：本庁舎 1 階会議室

町長のビジョン（方向性？）

- ・第一、再発防止の観点から町とは関係のないところでフラットな目で再発防止のことを先生方の知見をもって作っていきたい。
- ・第二、地域経済を大事にしなければいけない部分もあるので、しっかりと透明性で公平性のある入札というのもあるが、地域経済を守っていく。一般競争入札をすべてにしていると、緊急時に突然きてもらえないとならないよう、様々なローカルな町の状況を加味し、透明性をもちながら配慮していただきたい。
- ・第三、全体の総合計画や町の行政の計画に連動していくような、関連付けていくような形ができたなら新しい入札制度という部分で発信できるのではと思う。この 3 点を考え、方向性であります。

入札制度について 問題点と課題

問題点

- ・選定している委員会以外の場面で、町長が指示をした事実がある。
- ・町長から関与があったときにどうするか、問題があった時の窓口が必要。
- ・町長の指示に対して除外できる明確な基準、仕組みをどうするのが重要。
(町長がどんな行動をとっても、入札の関係や公平性が保たれるようにするべき。職員向けになるのかもしれないし、審議の目を入れるのかもしれないし、誰が町長になっても公平性が保たれるのが重要でないのか)
- ・職員がこの件について意識を改革するためにどうしていくのか。
- ・一般競争入札が原則。指名競争が常態化していた。
- ・技術力や経験など競争入札の細かい基準がないため、町長の指示が通った。
- ・議会や監査でも指摘がなかった。
- ・行政内部の議論ではなく、監査がどうやっていたのか。
- ・落札率が高い。
- ・事前に費用算定、図面など設計の準備を頼んでいる。
- ・積算の専門的な人がいない。
- ・入札について、問題が起きた場合の第三者機関外部監視を設置していない。
- ・入札を今までのように価格だけではなく、地域や環境、女性、障がい者、賃金等の総合評価をすると地域が活性化していくような議論になると思う。富士川町方式の総合評価入札ということをやろ。
- ・入札は大事だから要領ではなくて条例。
- ・第三者委員会の話ではなくて、議会、議論、ルールや基準だけでなくもっとチェックということを視野に入れている。
- ・町長からの指示が慣例としてあったことに対し職員の中で過去に議論や問題にならなかったのか、町長との関係性。
- ・制度があるのに守ってないところや、曖昧な部分がある。
- ・第三者の目が入る体制を形式上や法に則ってやっていくことを町としてやりきれんかという問題があって、それを避けてきたことがこのようなことになっていた。
- ・公開や公表しても指摘されない恥ずかしくない形にしていく。
- ・三者の目が入る入札監視委員会を設置する。
- ・ほかの市町村や県でどのような入札制度をつくって行っているのかを調べてもらいたい。

町としての反省点

- ・一般競争入札が極端に少ない。
- ・実績の誤解。
- ・職員の意識が低い。
- ・指名競争入札で、業者選定した理由がない。
- ・公表のルールが欠けている。

これからの課題

- ・一般競争入札を拡大したときの金額をどうするか。
- ・職員の意識改革、スキルアップ。
- ・入札制度の研修を行う。
- ・職員が相談できる場所の設置。

【仮】令和4年度の入札契約事務について

○令和4年度の入札契約事務に向けての取組み

1、一般競争入札について

予定価格が 工事:1000万円以上

委託:500万円以上

物品:500万円以上

上記以外は指名競争入札

2、入札日について

入札は町長の関与を極力なくすために入札会場へ立ち会わないこととする。

代わりに指名選考委員会以外の課長を当番制で立ち会うか？

3、格付について

土木一式、建築一式、電気及び管の業種について実施

上記4業種について格付を行う。

土木一式:客観点+主観点(総合評点)による。

建築一式、電気、管:客観点による。

土木一式

A 980点以上

B 780点以上980点未満

C 780点未満

建築一式、電気、管

A * * * 点以上

B * * * 点以上 * * * 点未満

C * * * 点未満

* 未定

4、最低制限価格の設定について

・工事…設定しない。

・委託…設定しない。

・物品…設定しない。

○低入札価格調査については工事のみ実施

5、予定価格の事前公表・事後公表について

工事…事前公表、 物品・委託…事後公表

6、指名差控え基準について

(1)無断欠席:1回差控え(2回の無断欠席で直後の該当工事で差控え)

(2)予定価格超過:差控えなし

7、随意契約理由書の公開について

法令のとおり、施行令第167条の2第1項第1号の額を超える随意契約の
案件すべてについてその理由を公開。

(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の額を超えるもの)

- ・工事:130万円以上
- ・委託:50万円以上
- ・物品の購入:80万円以上 等

令和3年度の随意契約から公表している。

なお、公表による問い合わせは1件。

◆入札参加資格の考え方

地方自治法施行令で定める入札参加資格

1. 客観的事項の審査（建設業法第 27 条の 23 関係）→経営状況に係る審査
 2. 主観的事項の審査
 - （1）基準日以降 2 年間の工事成績評定
 - （2）その他の事項（12 項目）ISO 認証取得、重機保有、障害者・女性雇用など
- ※地方自治法施行令第 167 条の 4、同条 167 条の 5、同条 167 条の 5 の二に基づき、入札参加資格を定める（上記資格審査については、入札参加申請共同処理により審査済みである）
- ・ 第 167 条の 4 → 入札に参加できない者
 - ・ 第 167 条の 5 → 入札参加資格（要綱、要領など）
 - ・ 第 167 条の 5 の二 → 更に定める入札参加資格（公告など）

山梨県では、施行令第 167 条の 5 の二で定める資格については、山梨県告示（平成 30 年）第 304 号「一般競争入札参加資格設定要領」で定めている。また、施行令第 167 条の 5 の二で定める更なる資格については、「一般競争入札参加資格設定要領」により定め、公告で示している。

山梨県県土整備部契約担当の考え方

競争入札の考え方は、制度の透明性、公正かつ公平性が担保するため、地方自治法施行令に基づき、規則や要領により基準を定めている。

●一般競争入札

一般競争入札の参加資格については、令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定に基づき、「山梨県告示第 304 号」で定め、令第 167 条の 5 の二で規定する更なる参加資格を「一般競争入札参加資格設定要領」で、公告時に定めている。

●指名競争入札

指名競争入札の参加資格は、一般競争入札に準じ、令 167 条で指名競争入札ができる場合を規定しているため、同条第 1 項第 1 号から第 3 号で定める規定に合致した際に執行している。また、中小企業の受注機会に配慮した形で執行している。

●随意契約

随意契約の参加資格も、一般競争入札に準じており、令第 167 条の 2 に該当する案件について執行している。しかし、少額随意契約以外の該当はほとんどない状況である。また、少額随意契約においても、透明性、公平性等を図るため、また、見積もり合わせの期間を考慮し、競争入札により執行している。

※なお、上記 3 つの制度については、法令により定められているものであるため、地域の実情を考慮し、透明性及び公平性等を担保する中で執行することが望ましいとのこと。

◆今回の事件に係る再発防止策の検討項目

◎現状のルールを見直し再発防止を図る

- ・指名競争入札における業者選定の厳格化
- ・一般競争入札原則の拡大
- ・町長の介入の減少
- ・職員のスキルアップ及び意識改革
- ・粗雑工事等の規制
- ・その他

◎新たな制度を構築する

- ・客観性、透明性、公平性の構築
- ・競争入札制度の検討（一般競争、指名競争、総合評価方式、プロポーザル方式など）
- ・案件ごとに検討する方法
- ・実効性を考える（小規模町村でもできる方法）

富士川町汚職 志村被告の初公判要旨

冒頭陳述

R4.3.3

【共犯者小林一との関係】
被告が大型公共工事を含む、
する7大事業計画を打ち出した
ため、小林は同工事に参入した
と述べた。2018年2月、
小林は被告を飲食店に誘う場を
設け、前記計画に関心があるこ
とを伝え、町長選における支援
を約束した。小林は町長選に向
け、対立候補者を誹謗（ひぼう）
中傷する文書を作成して配布す
るなどのいわゆる選挙対活動展
開。被告は3期目の富士川町
長として当選を果たした。

【富士川町学校給食センター
を巡る官製談合事件と加重取締
事件】
小林は、18年7月10日の「富
士川町学校給食センター実施設
計業務委託」の指名競争入札で
談合を行い、自身経営の綜合建
築設計事務所が落札したと考
えた。小林は知人に指名競争入
札の入札参加業者としてもちろ
ためのリストを託した。知人は
同リストを被告に渡した。被告
はリスト通りの業者を指名して
もらいたいという意向だと分か
ったが、町長選で支援してもら
った恩があるとして指名会議後
に参加業者を入れ替えた。
被告は小林に予定価格が税抜
32210万円だと伝えた。小林
は同事務所の応札価格を21

【町農業体験宿泊施設を巡る
官製談合事件】
小林は21年4月21日に予定さ
れていた「富士川町農業体験宿
泊施設建設工事設計業務委託」
の指名競争入札で道の駅富士川
と同じ入札参加業者となるよう
依頼。被告は入札参加業者が5
者でなく6者必要と知り、小林
にもう1者確定するよう依頼し
た。小林は別の事務所を新たに
加えるよう伝えた。被告は産業
振興課長に入札参加業者をその
6者にするよう指示した。被告
は予定価格が547万円と小林
に伝え、同事務所は520万円
で応札。他の業者はそれ以上の
価格で応札し、同事務所が落札
した。
小林は、謝礼と今後も便宜を
図ってもらったため同年6月27
日、同事務所で被告に現金10
0万円の入った封筒を手渡し、
被告も越前を分かっていたがら
受け取った。
被告は逮捕される直前、賄賂
140万円を手元に残してい
た。被告は同年10月下旬から11
月10日の間、小林の当時の弁護
士から連絡を受け、自らの手帳
から小林から賄賂を受け取った
記録を消しゴムで消し、賄賂の
大半をこみに混ぜて捨てた。被
告は賄賂を保管していたボーチ
内の5万円と封筒の10万円であ
れば「一へそり」と説明しても
不自然でないと考え、余りを処分
した。 本文記事23面

論告

官製談合防止法違反事件は、
入札参加業者を同事務所の受注
ありきとする極めて不正な入
札とした。同事務所にできる限
りの利益を残すため秘密事項の
予定価格まで教示し、この種の
事案の中でも相当悪質な犯行と
言ふべきだ。
職務権限を有し、職員に不正
な指示をして不正な入札を実

行させたのは被告。違法な選挙
支援などをしてもらったから恩
義を感じたというのはいささか
ならず、経緯や動機は全く酌量
の余地はない。
被告からの要求ではないとい
え、犯罪悪質な官製談合防止
法違反などを犯し、職務上不正
な行為をしたことに対する謝礼
などとして多額の賄賂を受け取
っており、経緯や動機には全く
酌量の余地はない。

最終弁論

事件はいずれも小林からの働
き掛けであり、被告から積極的
に談合を持ち掛けた訳ではな
い。町長選で小林が被告を支援
した結果、僅差で当選し、選挙
支援の恩義があった。現金を受
け取ったのも、小林から封筒を
差し出され、受領してしまった
ものであり、積極的に金銭を要
求しただけだ。

逮捕直前に手帳の文字を消
し、小林氏から受領した現金に
ついて証拠隠滅と非難されても
仕方のない行為をした。小林の
当時の弁護士から被告に連絡が
あり、富士川町にも捜査が及ぶ
可能性があるので伝えられ、
お金があれば、処分などするよ
う依頼された。もともと証拠隠
滅しようとする意図はなかつ
た。
被告は町長職を辞し、政治団

前回の文書審判会資料② 議事録及び件別

職局及び町長事務の経緯の説明

今日は裁判の冒頭陳述より町長及び町長事務

の経緯の説明です。

文書23面

内容は、2019年3月新築倉庫設計プロジェクト

と倉庫の設計と関係する経緯の説明です。

に経緯の説明をします。

業者 4年で1.6億受注

前回選挙以降に急増

富士川町によると、小林一容疑者が経営していた総合建築設計事務所は2010年以降に20件、約2億1108万円の業務を請け負っていた。町長の志村字容疑者が3選した18年町長選以降に受注件数が急増。鵜沢署などの合同捜査本部は前回町長選を契機に、2人が癒着を深めていたとみて調べている。

額を増やしていた。指名競争入札で落札率が最も高かったのは、18年7月の「町学校給食センター実施設計」（落札額2140万円の96・83%。19年3月には、公募型プロポーザル方式で行われた「町新庁舎建設基本設計」に2社の共同企業体で参加し、2千万円で受注。関連事業として「町新庁舎建設実施設計」を8710万円の随意契約で結んでいる。

総合建築設計事務所に富士川町が発注した事業一覧

契約時期	工事名・件名	金額(税抜き) カッコ内%は落札率
2012年2月	道の駅建築設計	3140万円(—)
2月	道の駅建築に伴う交通量調査	164万円(—)
12月	道の駅建設工事監理	1000万円(—)
2014年9月	道の駅屋外トイレ設計	60万円(—)
10月	道の駅屋外倉庫・休憩室設計	42万700円(—)
2015年1月	道の駅北側風除室設計	60万円(—)
12月	町民交流広場管理棟設計	240万円(41.75%)
2017年10月	町民交流広場倉庫設計	137万円(—)
2018年5月	町民体育館解体工事等設計	110万円(74.55%)
7月	町学校給食センター実施設計	2140万円(96.83%)
2019年3月	町新庁舎建設基本設計 (共同企業体)	2000万円(—)
4月	町学校給食センター施工監理	1200万円(—)
7月	富士川いきいきスポーツ公園 管理棟建築主体工事監理	126万6000円(—)
2020年5月	町新庁舎建設実施設計 (共同企業体)	8710万円(—)
2021年1月	道の駅富士川加工室増築工事 及び店舗改修工事基本設計	316万円(94.89%)
2月	新庁舎省エネルギー性能(BELS) 評価申請(共同企業体)	30万1000円(—)
4月	道の駅富士川加工室増築工事 及び店舗改修工事実施設計	721万円(—)
4月	農業体験宿泊施設建設工事 設計[逮捕容疑]	520万円(95.06%)
8月	道の駅富士川農産物加工所 増築他改修工事監理	323万5000円(—)
8月	富士川町農業体験宿泊 交流施設建設工事監理	68万4000円(—)

計
2億1108万6700円

※町への取材による。落札率の(—)は随意契約など。金額は、指名競争入札は落札額、随意契約は当初契約の金額

- ① 2018年7月
飲食店経営
- ② 2018年7月
100万円受注
2019年3月
飲食店経営
- ③ 2020年4月
100万円受注
- ④ 2021年6月
100万円受注

11/19(金)

逐条解説

法律で政令の解説
附随して参考にする
文章

札の方法によつて競争をさせ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。

指名競争入札は、沿革的には一般競争入札と随意契約の長所をとり入れた方式であつて、業者が特定していることにより一般競争入札に比し不信用不誠実の者を排除することができ、また参加者の範囲が指名された者であるから、手続の点においても一般競争入札に比し簡単である。しかし、指名競争入札は、特定の者の決定に当たり、それが一部の者に固定化し、偏重する弊がないとはいえない。また、談合が容易であるというような短所を有しているといわれている。このような弊害をなくするために被指名者の資格要件を定めることが義務づけられている(令一六七の二)が、しかし、これだけでは右に述べたような弊害を除去するに十分であるとはいえない。したがつて、これに加えて普通地方公共団体の規則等において指名基準を定め、指名競争入札についてそれができる限り機会均等に、かつ、公正に行われるように措置する必要がある。指名競争入札に当たつては、指名を適正に行い、指名の適正さを担保するため内部チェック、監査等に資するため、明確な指名基準とこれを補完する運用基準を定め、公表することが求められている(通知 平五、二二、二四・平二二、二、一)。

なお、制限付一般競争入札に関する規定(令一六七の五の二)は、指名競争入札については準用されていないが、これは、長が指名基準として定め、又は指名する場合の数量によれば足りると考えられたためである。

(1) 指名競争入札によることのできる場合

指名競争入札は、次の三つの要件に該当する場合に限りこれによることのできる(令一六七)。

① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

「製造の請負」とは、例えば、船舶の製造、研究機器の製造等の請負であり、製造の請負の法的性格は、民法上の請負契約と売買契約の混合契約であると解される。「物件の売買」とは、例えば、公有財産(ことに不動産、動産等の売買、物品の売買等であり、「その他の契約」とは、雇傭、保管、運送等の契約である。「その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」とは、例えば、ある工事の請負契約を締結する場合において、当該工事の執行に特殊の技術を要するために契約の相手方がある程度特定し、不特定多数の業者を競争に参加させる一般競争入札に適しないような契約を締結する場合又は特殊の構造又は品質を要する工事、製造

又は物件の買入れであつて、監督又は検査が著しく困難であり、一般競争入札に適しないような場合等をいう。

② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

この要件に該当する契約は、例えば、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数であつて、それによることが無意味な場合等をさす。

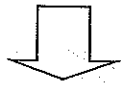
③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

一般競争入札の方法による契約方式は、前述のように公正性と機会の均等をそのねらいとするものであるといわれているが、しかし一般競争入札は、それが本来公開で行われるべきものであることから、不信用、不誠実な者が入札に参加して公正な競争の執行を妨げるおそれがある。また、この方式は、指名競争入札や随意契約による場合に比較して手続が煩瑣であり、かつ、経費の増高を余儀なくされる場合がある。このように一般競争入札に付する場合には不信用又は不誠実の者が参加するおそれがあるとき、一般競争入札に付するときは、契約上の義務違反のおそれがあり普通地方公共団体の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき等においては、普通地方公共団体にとっては不利となるわけであるから、したがつて、このようなときには「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」として指名競争入札にすることができ、ただ、一般競争入札においても、前述したように一般的にはこれに参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者に限つて競争に参加させることができ、不適格業者を排除することとしているのであるから、不信用、不誠実な者の一般競争入札への参加は理論的にはさほどないと思われるのであるが、入札参加の資格は有していてもそのときの経営状態その他の理由から競争を真剣に行つて意思を有しない者が入札に参加し、そのために競争の理念とする公正な執行を妨害されるおそれがある場合を予想し、このような場合に対処するために「不利と認められるとき」には指名競争入札に付することができることとされているのである。

以上のような要件に当てはまる事実も理由もないのに、これらの要件をみたすとして指名競争入札に付することはできないものである。また、一般的にあらかじめ、例えば、一定金額以下といったようなことを規定することはできない(通知 昭三八、二二、一九)

入札・契約に係るフロー

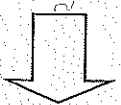
入札案件の募集



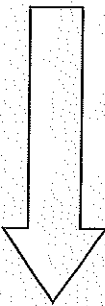
指名一覧提出



支出負担行為

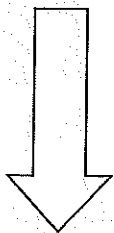


指名業者の選定



予定価格の設定

(町長)



入札執行伺い



◆担当課より契約担当に案件数を報告

◆担当課で指名業者を選考する。

・指名一覧表を作成して契約担当へ提出(様式一1)

◆担当課で決裁を済ませて契約担当へ届ける。

・契約書用設計書 2 部 (町控えについては図面省略)

◆指名選考委員会の開催(グループウェアにて掲載)

(富士川町建設工事等請負業者指名選考委員会要領)

・担当課長ほか、事業概要説明。

・指名内申書(様式一2)により指名業者の選定を行う。

各担当課長から提出された指名一覧表に基づき、審査を行い、
内申書を作成する。(指名数は 富士川指名競争入札による場合に
指名する建設業者の数を定める基準による。)

・選定結果(様式一3)を町長に報告。

・選定結果を選考委員、各担当課長にメールで送る。

◆予定価格の設定 (公表)

(富士川町建設工事等に係る入札結果等公表要領)

・工 事 すべてを設定する。

・委 託 その都度判断する。

・物 品 その都度判断する。

◎ 最低制限価格は設けない。ただしすべての工事に調査基準価格を設ける。(富士川町低入札価格調査実施要領)

◎ 町長に予定価格を記入してもらう。(様式一4)

◆指名競争入札の執行伺い

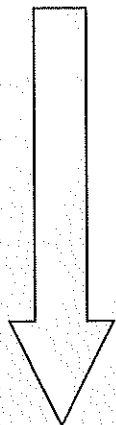
・契約担当で起案用紙により入札執行の決裁を得る。

5日

5日

7日
、
10日

指名通知書等発送



◆通知と設計図書等を郵送

◎ 郵送するもの

- ・指名競争入札通知書(様式-5)を郵送
- ・指名通知受領書(様式-6) (業者からFAXで受領する。)
- ・入札時提出書類のダウンロード要領
- ・中間前金払制度の導入について

◎ 入札時提出書はホームページよりダウンロードしてもらう。

- ・入 札 書(様式-7)
- ・誓 約 書(様式-8)
- ・質 問 書(様式-9)
- ・委 任 状(様式-10)
- ・入札辞退届(様式-11)

◎ 設計書はホームページよりダウンロード

- ・ダウンロード期間を指名通知日翌日から入札日前日までとする。

◎ 現場説明は行わないで、FAXにて質問書を受け付ける。

◎ 見積期間は指名通知発送翌日から入札の前日まで。

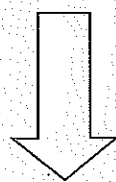
～500万円未満	1日以上
～5000万円未満	10日以上
5000万円～	15日以上

※やむを得ない事情がある時は、5日以内に
限り短縮することができる。

(富士川町財務規則第177条第2項・建設業法施行令第6条第1項)

5日
15日

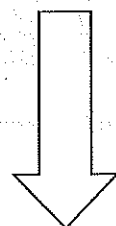
設計書等の質問



◆質問の受付と回答

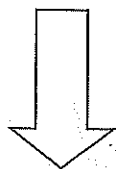
- ・業者からの質問はすべて契約担当が窓口となり、入札2日前午前9時まで受付し、次の日午後1時まで回答する。
- ・質問及び回答は必ず文書(FAX)で行う。
- ・回答文書(様式-12)については担当課で作成し、契約担当で指名業者全メンバーにFAXする。

入札執行、落札者決定 ◆入札の執行

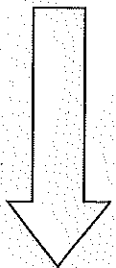


- ・入札参加者は1時間前に見積書を提出する。
(担当課において見積書のチェックを行い入札終了後、業者に返却する。)(様式-13)
- ・受付は入札30分前から行う。(様式-14)
- ・入札番号に従い委任状、誓約書、入札書を提出。
- ・入札点検表(様式-15)に記入する。

1日



契約の締結



事後処理

◆落札者の決定

- ・問題がなければ最低価格入札者を落札者として決定する。
- ・調査基準価格を下回った場合は保留を宣言して、入札終了後、調査書の依頼をする。
- ・落札者に入札点検表の金額の確認と認印をもらう。(翌日の契約時)

◆契約書の作成

- ・契約日 = 入札の翌日
- ・工期 = 契約日の翌日から起算する。

◎ 契約時の提出書類

- ・契約保証金の納付または保証書
(約款第4条(契約金額130万円以上) ※工事のみ)
- ・現場代理人及び主任技術者通知(約款第10条)
- ・工程表(約款第3条)
- ・前払金請求書及び保証書(契約金額130万円以上)
- ・建設業退職金共済(建退共) 掛金収納書
- ・着工届(担当課で必要な場合)

7日

◆入札結果の報告

- ・入札結果報告書を作成し、町長および副町長に報告する。
- ・選考委員、各担当課長に入札結果をメールで報告する。
- ・日本工業経済新聞社(山梨建設新聞)にメールで報告する。
- ・町広報に結果掲載。
- ・町ホームページに結果掲載。(半年ごと)

令和4年度 入札執行予定表 (指名競争入札)

執行月	入札案件報告	指名一覧表・設計書データ 支出負担行為 提出	指名選考委員会	指名通知発送	質問締切	質問回答期限	入札日	契約日
	第1月曜日	第2月曜日		第1火曜日	第2火曜日	第2木曜日	第3火曜日	第4火曜日
4		3月14日	3月22日	4月5日	4月12日	4月14日	4月19日	4月20日
5	4月4日	4月11日	4月20日	5月10日	5月17日	5月19日	5月24日	5月25日
6	5月2日	5月9日	5月25日	6月7日	6月14日	6月16日	6月21日	6月22日
7	6月6日	6月13日	6月22日	7月5日	7月12日	7月14日	7月19日	7月20日
8	7月4日	7月11日	7月20日	8月2日	8月9日	8月12日	8月16日	8月17日
9	8月1日	8月8日	8月17日	9月6日	9月13日	9月15日	9月20日	9月21日
10	9月5日	9月12日	9月21日	10月4日	10月11日	10月13日	10月18日	10月19日
11	10月3日	10月11日	10月19日	11月1日	11月8日	11月10日	11月15日	11月16日
12	11月7日	11月14日	11月16日	12月6日	12月13日	12月15日	12月20日	12月21日
1	12月5日	12月12日	12月21日	1月10日	1月17日	1月19日	1月24日	1月25日
2	1月5日	1月9日	1月25日	2月7日	2月14日	2月16日	2月21日	2月22日
3			2月22日					

令和4年度 入札執行予定表 (一般競争入札事後審査型)

[illegible]